

かみさとブランドロゴマーク取扱要綱

令和6年2月1日

告示第17号

(目的)

第1条 この要綱は、かみさとブランド認定要綱（令和6年上里町告示第 号。以下「認定要綱」という。）第15条の規定により表示するかみさとブランドロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の適正な使用を確保するため、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ロゴマーク 別表に定めるマーク及び文字をいう。
- (2) 認定事業者 認定要綱第8条の規定によりかみさとブランドの認定を受けた事業者をいう。
- (3) 認定品 認定要綱第8条の規定によりかみさとブランドの認定を受けた製品等をいう。
- (4) 認定品取扱者 認定事業者以外のもので、認定品の販売等を行う事業者又は団体をいう。

(使用の基準)

第3条 ロゴマークは次の場合に使用できるものとする。

- (1) 認定事業者及び認定品取扱者が認定品及び包装、容器等にロゴマークを使用する場合。
- (2) 認定事業者及び認定品取扱者がかみさとブランド及び認定品の広報、販売、展示等を目的としたポスター、チラシ、パンフレット等にロゴマークを使用する場合。
- (3) その他、町長が適当と認めた場合。

(使用申請)

第4条 前条第1項及び第2項の規定に基づき、ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ町長にかみさとブランドマーク使用申請書（様式第1号）を提出するものとする。

(使用承認)

第5条 町長は、前条による申請があった場合、その認否について決定し、かみさとブランドロゴマーク使用承認（不承認）書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(使用期間)

第6条 前条による承認を受けた者（以下、「使用者」という。）がロゴマークを使用でき

る期間は、前条による承認を受けた日からかみさとブランド認定の認定期間の終了日までとする。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は無料とする。ただし、ロゴマークの使用に要する経費等は、使用者の負担とする。

(使用の中止)

第8条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当した又は該当する恐れのある場合は、ロゴマークの中止を求めることができる。

- (1) 認定要綱第14条の規定により認定が取り消されたとき。
- (2) ロゴマークを不正に使用したとき。
- (3) その他、かみさとブランドの運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき。

2 前項のロゴマークの使用中止により、生じた損失については、使用者自らが負担するものとする。

(遵守事項)

第9条 使用者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変等の応用使用はしないこと。ただし、町長が認めた場合は、この限りではない。
- (2) ロゴマーク自体を商品化しないこと。
- (3) 食品等に表示する場合は、関連法令による表示義務を遵守するとともに、製造物責任法（平成6年法律第85号）における責任の所在を明らかにする表示をすること。
- (4) 承認された用途のみに使用すること。
- (5) ロゴマークを付した完成物を提出すること。ただし、完成物の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(権利設定の禁止)

第10条 使用者は、商標法（昭和34年法律127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律125号）による意匠登録等ロゴマークの使用に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第11条 使用者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡又は継承することはできない。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

別 表

カラー



モノクロ

